

広告取り扱いに関するご契約の条件

この記載は株式会社日本農業新聞の公式ウェブサイトの広告掲載申込書の一部を構成しており、お客様（以下「申込者」という）からお申し込み頂きました広告掲載に関する契約条件となります。なお、「広告取り引き約定書」（以下「約定書」という）にて、申込者と日本農業新聞との間で広告掲載に関する約定書が締結されることを基本とし、約定書とこの契約条件の内容が異なる場合、約定書の条件がこの記載内容に優先して適用されます。

第 1 条（契約の成立）

1. 広告掲載をお申し込みされる際は、日本農業新聞の定める様式の申込書（以下「申込書」という）を使って頂きます。お申し込みができる広告商品は日本農業新聞が申込日現在で提供し、空枠のある商品に限らせて頂きます。
2. お申し込みは、広告掲載の開始を希望される日の遅くとも 7 営業日前までに行ってください。ただし、日本農業新聞が特に認めた場合はこの限りではありません。
3. 日本農業新聞と申込者との間に書面による事前の合意がない限り、申込書の記載内容によってここに記載されている契約条件が変更されることはありません。申込書にこのページに定める事項と異なる記載がある場合にも、このページに記載のある条件が優先して適用されるものとします。
4. 申込者からの広告（以下「広告」という）のお申し込みに対して、日本農業新聞が承諾の意思表示をしたときに広告掲載契約（以下「広告掲載契約」という）が成立します。ただし、日本農業新聞は、広告掲載開始日を調整する権利を留保させていただきます。

第 2 条（広告の入稿）

1. 申込者が広告の入稿を行う場合には、日本農業新聞が指定する日時（掲載初日の 7 営業日前）までに、日本農業新聞の指定する形式・形態で行うものとします。また、申込者が入稿済の広告の変更をする場合も同様とします。
2. 申込者の故意または過失によって前項に定める入稿が行われなかった場合、日本農業新聞は広告掲載契約に基づく債務を履行する義務を免れるものとします。ただし、日本農業新聞は当該広告掲載を行うことができなかった期間の広告料を申込者に対して請求することができるものとします。

第 3 条（広告内容の変更）

1. 日本農業新聞は、広告掲載契約が成立した後も、お申し込みを受けた広告原稿の内容、形式、デザイン、及びリンク先ページ、広告主のホームページの内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、または日本農業新聞の定める広告掲載基準に抵触し

ていると判断した場合、当該お申し込みに係る広告の内容、形式、もしくはデザイン、ホームページの内容等の変更を求めることができますものとしします。

2.掲載開始の前後を問わず、申込者が日本農業新聞からの前項に基づく申し入れを拒絶した場合、または申込者が直ちに変更を行わない場合、日本農業新聞は、申込者に対して債務不履行責任、損害賠償責任等の一切の法的責任を負うことなく広告掲載契約を解除できるものとしします。また、広告掲載ができなかった期間の広告料を申込者に対して請求できるものとしします。

第 4 条（申込者の責務）

1.申込者は、お申し込みにかかる広告内容が第三者の権利を侵害するものではないことおよび記載内容に係わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを日本農業新聞に対して保証するものとしします。

2.第三者から日本農業新聞に対し、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、申込者の責任および負担において解決するものとしします。ただし、当該損害が日本農業新聞の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

第 5 条（免責）

1.停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネットインフラその他サーバー等のシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生など日本農業新聞の責に帰すべき事由以外の原因により広告掲載契約に基づく債務の全部または一部を履行できなかった場合、日本農業新聞はその責を問われないものとし、当該履行については、当該原因の影響とみなされる範囲まで義務を免除されるものとしします。ただし、日本農業新聞の故意または重過失による場合はこの限りではありません。なお、この場合、日本農業新聞が掲載を行わなかった部分については申込者の支払債務も生じないものとしします。

2. 掲載・修正などの作業は日本農業新聞の通常営業日（土日、祝日以外）に行います。

3.広告掲載初日及び広告内容の変更初日の広告調整時間内の不具合について、日本農業新聞は免責されるものとしします。

広告掲載調整時間：掲載日および掲載内容の変更日の 0 時から 17 時までの間（掲載開始が土日祝の場合、掲載開始予定時刻から翌営業日の 17 時まで）

4.広告掲載中に当該広告からのリンク先 URL がデッドリンクとなった場合やリンク先の Web サイトに不具合が発生した場合、日本農業新聞は当該広告掲載を停止することができるものとし、この場合日本農業新聞は広告不掲載の責を負わないものとしします。

5.広告掲載契約に関連して、理由の如何を問わず日本農業新聞が申込者に対し債務不履行責任、損害賠償責任を負った場合には、当該賠償額は広告掲載契約に基づく広告料を上限としします。

第 6 条 (広告掲載レポート)

日本農業新聞は、広告掲載契約に基づく広告を掲載した後、日本農業新聞が定めた書式にて広告掲載レポートを申込者に送付するものとします。

第 7 条 (広告料金)

広告料金は日本農業新聞が別途定める「広告ガイド」(料金表)の通りとします。月額換算とし、日割り料金設定はしないものとします。

第 8 条 (支払方法)

- 1.日本農業新聞は、申込者に対し、広告掲載初日の属する月(以下「掲載月」という)の広告料金の請求書を翌月発行するものとします。ただし、約定書を交わさない申込者に対しては当該広告料金全額を掲載開始の 5 営業日前までに支払うものとします。
- 2.前項の規定にかかわらず、日本農業新聞の審査の結果に基づき、申込者に対し広告料金の後払を認めることがあります。
- 3.第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、日本農業新聞が特に必要と認めた場合には支払条件を変更することがあります。この場合、日本農業新聞は変更した支払条件を申込者に通知するものとします。
- 4.本条に定める広告料金の支払は、日本農業新聞が定める銀行口座に、広告料金に消費税を加えた額を振込むことによって行うものとします。なお、振込手数料は申込者の負担とします。

第 9 条 (支払遅延の効果)

- 1.申込者が第 8 条に定める支払を遅滞した場合、日本農業新聞は広告掲載契約および遅滞があった時点で成立している広告掲載の全てを申込者による支払がなされるまで履行しないことができるものとします。この場合、申込者は当該広告掲載がなされないことについて日本農業新聞に対し損害賠償請求を行うことはできないものとします。
- 2.申込者は第 8 条に定める支払を行わない場合、日本農業新聞に対し、実際の支払日まで、その日数に応じて年利 14.6%の遅延損害金を支払うものとします。

第 10 条 (契約の解除)

- 1.申込者が、以下の(1)~(7)のいずれかに該当した場合、日本農業新聞は申込者への催告その他何らかの手続きを要することなく、本契約の全部もしくは一部につき履行を停止し、または本契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。この場合、申込者に対して損害賠償の請求ができるものとします。
 - (1) 第 8 条に違反したとき
 - (2) 本契約または日本農業新聞と他の契約に違反し、日本農業新聞の催告にも拘わらず

速やかにこれを履行しないとき

(3) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、租税滞納処分、あるいは営業免許取消などの公権力の処分を受け、または特別清算、民事再生手続、会社更生、破産等の法的倒産手続の申立てがあったとき、手形もしくは小切手を不渡りにしたとき、その他申込者の財政状態が悪化したと日本農業新聞が判断したとき

(4) 申込者または申込者の代理人、代表者もしくは従業員等が法令に違反した場合（報道の有無を問いません）などで、申込者から委託を受けた広告掲載を継続することが日本農業新聞または申込者の利益または信用を阻害するおそれがあると日本農業新聞が判断したとき

(5) 申込者または申込者の代理人、代表者もしくは従業員等が日本農業新聞、その関連会社または広告業界の信用を傷つけたとき、またはそのおそれがあると日本農業新聞が判断したとき

(6) 広告またはそこからリンクした Web サイトの記載内容の全部または一部が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがあるとき、または日本農業新聞の定める広告掲載基準に抵触しているとき

(7) 広告の記載内容が不適切と日本農業新聞が判断したとき

2.申込者が前項の各号の一に該当した場合、申込者が日本農業新聞に対して負担する一切の債務（この広告掲載契約における債務に限らない）に関する期限の利益は直ちに喪失するものとします。

3.申込者は、広告掲載契約に定める広告料金全額を支払って、いつでも広告掲載契約を解除することができるものとします。

4. 日本農業新聞は公式ウェブサイトのリニューアルに伴い、広告スペースや料金、その他関連する事項が変更される場合、60 日前までに申込者に書面で通知することで広告掲載契約を解除することができるものとします。

第 11 条（守秘義務）

申込者は、広告掲載あるいは広告掲載契約に関して知り得た日本農業新聞の秘密情報を第三者に提供、開示、漏洩をしてはならないものとします。

第 12 条（管轄）

この広告掲載契約に関する訴訟については、東京地方裁判所とします。

第 13 条（契約条件の変更）

日本農業新聞はいつでもこの広告掲載契約の各条項を変更することができるものとします。ただし、既に成立している広告掲載契約については、当該広告掲載を申し込まれた日（申込書記載の申込日）における契約条項が適用されるものとします。

2015 年 3 月 1 日改訂

2016 年 7 月 1 日改訂

2021 年 6 月 1 日改訂